③　飼養規模の拡大が進展する中で、これまでの養豚経営や養鶏経営に加えて酪農・肉用牛経営でも、群管理形態の普及に対応した家畜伝染病の侵入防止や慢性疾病の発生の低減等、予防衛生を中心とする的確な集団管理衛生技術の提供が重要になる。このため、診療獣医師が、集団管理衛生技術、農場経営、農場ＨＡＣＣＰに関する知識・技術等の修得を図る機会を増大し、診療だけではなく飼養、管理及び経営等を含む幅広い指導を行ういわゆる管理獣医師の養成を推進する。

④　事前対応型の防疫・衛生管理体制及び家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化のため、診療獣医師が防疫指導に係る知識・技術等の修得を図る機会を増大し、サーベイランスにおけるデータ収集・処理、緊急時の防疫指導を実践する獣医師の養成等を推進する。また、診療獣医師が高度な診療機器を使用した診療技術や最新の効率的な診断・治療技術の修得及び畜産関連産業等の知識・経験の修得を図る機会の増大を図る。

⑤　馬、めん羊、山羊等飼養される地域が特化している家畜については、今後とも当該地域における適切な獣医療を提供する体制を確保するため、これらの家畜について診療を行う獣医師の養成を推進する。

4　小動物分野における獣医療の確保

小動物分野の獣医療については、飼育者からは、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、より高度かつ広範な診療技術の提供と保健衛生指導が要請されており、国民生活における小動物の位置付けの向上等を背景として、この傾向は今後とも継続するものと考えられる。したがって、小動物分野においては、飼育者のニーズに適切に対応した獣医療を提供し得るよう、診療技術の修得体制及び保健衛生指導の充実の促進を図る。

また、獣医師の組織する団体等が中心となって進める診療施設の専門化と機能分担に関する合意形成の促進を図る。

⑴　獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備

①　新規獣医師が、実践的な診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令に対する理解の醸成等を図る機会の増大を図る。

②　小動物獣医師が、高度な診療機器を使用した診療技術や最新の効率的な診断・治療技術の修得を図る機会の増大を図る。

⑵　小動物診療におけるチーム獣医療提供体制の整備を図っていくためには、動物看護職の地位や身分の確立が必要である。このため、まず、将来的な統一資格化に向け、獣医師が組織する団体、関係団体等が中心となって、動物看護職に必要な技能・知識を高位平準化するための検討の促進を図る。

⑶　小動物の飼育者に対し、人獣共通感染症対策の観点からの保健衛生指導の充実を推進するとともに、小動物分野の獣医療に対する監視指導体制の整備及び獣医療に関する相談窓口の明確化を図る。

⑷　高度かつ多様な診療技術を提供していくため、獣医師の組織する団体等が中心となって進める診療施設の専門化及び一次診療施設と二次診療施設の連携・協力の確保等に関する合意形成を促進し、地域獣医療のネットワーク体制の整備を推進する。

5　獣医療に関する技術開発

獣医療に関する技術開発は、農場単位での集団管理衛生等飼養形態の変化に対応した管理技術、超音波検査機器やコンピュータ断層撮影装置等による精度の高い診断技術及び最新の医療技術の獣医領域への導入と普及等に対する需要が増大するとともに、バイオテクノロジー等の新技術の開発・応用、国際的な感染症対策への獣医師の貢献に対する期待が高まっている。

このような社会的ニーズに対応するためには、以下の方策を講ずることによって、獣医療を提供する体制の整備の推進に資することを基本とする。

⑴　口蹄疫等の家畜伝染病の予防・まん延防止のための技術開発及びその成果の普及並びにインフルエンザ、アルボウイルス感染症等新興・再興感染症対策のための技術開発や「One Health」の考え方に基づく学術研究等について、産学官が連携して推進を図る。

⑵　高度な獣医学的知識、実験動物等の愛護や適正な飼養に関する知識、語学力、自己表現力等を兼ね備えた獣医師を養成する措置の充実を図る。

6　その他重要な事項

⑴　動物の健康の維持・増進を図るためには、飼育者が衛生管理を適切に実施することが重要である。特に産業動物の飼育者に対しては、サーベイランスや初動防疫における最前線での情報提供について期待が高まっている。

このため、産業動物の飼育者に対する家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術についての一層の啓発・普及に努める。

また、小動物の飼育者に対しては、人獣共通感染症対策を効果的に推進していく観点から、感染症の予防に関する情報の提供に努める。

⑵　産業動物、小動物ともに救急傷病への適切な対応が要請されていることから、獣医師の組織する団体等が中心となって、夜間・休日における診療体制の整備について合意形成を図るとともに、夜間・休日に診療を提供する診療施設に関する広報活動の促進を図る。

⑶　食品の安全性や獣医療に対する信頼の向上を図るため、獣医療の果たす役割について国民の理解を醸成する取組の推進を図る。

第２　診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項

1　診療施設の整備に関する目標

都道府県計画において、診療施設の整備に関する目標を設定するに当たっては、各々の診療施設の機能の向上を図るとともに、診療技術の高度化の進展や診療提供形態の多様化に対する飼育者のニーズの動向、獣医療の需給状況等を勘案し、疾病の予防、治療及び保健衛生指導から集団管理衛生技術及び獣医療関連情報の提供に至るまでの包括的な獣医療が提供できる体制を確立することを基本として設定するものとする。

この場合、現在における診療施設・診療機器の整備状況を踏まえ、疾病の発生状況、今後における飼養見通し、診療施設の統廃合の計画等を勘案して、各々の診療施設の機能が十分発揮し得るよう目標年度における診療施設・診療機器の整備を図ることとする。また、農業関係団体等の診療施設、家畜保健衛生所、大学の診療施設等は診療機器の整備が比較的進んでいること等から、当該施設と各々の診療施設との有機的な連携を推進すること等により整備が効果的に行われるよう配慮することとする。

2　獣医師の確保に関する目標

都道府県計画における獣医師の確保に関する目標は、産業動物獣医師について設定するものとし、目標年度における畜種ごとの飼養頭数又は飼養戸数を目標年度における畜種ごとの獣医師１人当たりの年間診療可能頭数又は戸数で除して得られた数をその確保目標とするものとする。この場合、目標年度における獣医師１人当たりの年間診療可能頭数又は戸数を求めるに当たっては、①産業動物獣医師の年齢構成、②最近における離職又は廃業及び新規参入の状況、③畜産農家の分布状況（平均往診時間等）、④診療施設・診療機器の整備状況、⑤獣医療関連施設の機能分担及び業務連携の状況、⑥管理獣医師の養成及び活動状況、⑦産業動物獣医師の傷病、出産・育児等による一時的な獣医師の不足に対応した診療体制の整備状況等、地域の実態を十分に踏まえつつ、診療の効率化の進ちょくを勘案することとする。

また、家畜伝染病に対する危機管理の観点から、都道府県に勤務する獣医師の確保を図ることとする。

第３　獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項

都道府県計画においては、診療施設の整備に関する目標又は獣医師の確保に関する目標を達成するため計画的な取組が必要と見込まれる地域であって、市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画等の畜産振興計画が策定される等将来にわたり産業としての畜産の振興が見込まれるもの又は地域獣医療の公益性が考慮されるものを、獣医療を提供する体制の整備が必要な地域として設定するものとする。